

DTCC データ・レポジトリー・ジャパン 業務手順書（日本法準拠版参考和訳）

1. はじめに

日本法に基づき設立されたDTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社（以下「当社」という）は、グローバル・トレード・レポジトリー附属書に記載されたグローバル・トレード・レポジトリーを含む当社が提供する一つ又は複数のサービス（以下それぞれ「サービス」という）の潜在的ユーザーである様々な機関（以下それぞれ「ユーザー」という）とユーザー契約を締結した。当社がサービスを提供するための自動システム又はその他のメカニズムは、本業務手順書において「システム」という。

2. ユーザー情報、拒絶の禁止

当社はユーザーのために、(a) 各ユーザーに一意的英数字の識別子を一つ割り当て、(b) ユーザーの（ユーザー契約又は当社が随時指定する他の方法による）指示に従い、各ユーザーをファミリーごと（以下、分類された各企業集団のことをそれぞれ「ファミリー」という）に分類するデータベースを維持する。ユーザーは、とりわけ、適格なデリバティブ取引レコードの電子提出を行うために、当社の関連刊行物（以下に説明する）に定めるとおり、当社が随時定める方法及びセキュリティ対策に従って、当社自ら又は当社に代わりサポートするコンピュータ間のリンク（以下「コンピュータ間のリンク」という）又はセキュアWebフロントエンド（以下「Webフロントエンド」という）を通じてシステムにアクセスすることができる。当社が定めるセキュリティ対策には、(a) 特定のレコードが、特定のユーザー又はそのファミリーとのコンピュータ間のリンクを通してシステムに提出されたか否かを判断する方法、又は (b) ユーザー又はそのファミリーに割り当てられたデジタル証明書及びパスワード、又はその他のセキュア識別子によるWebフロントエンドへのアクセスが含まれる。システム（以下に説明する）に提出された特定のユーザーを（上記の識別子により）提出者として示すレコードは、当該レコードが当該ユーザー又はそのファミリーとのコンピュータ間のリンクを通して提出されたと認められる場合、又は当該ユーザー又はそのファミリーに割り当てられたデジタル証明書及びパスワード又はその他のセキュア識別子によるWebフロントエンドへのアクセスによって提出されたと認められる場合には、当該ユーザーが正式に承認したものとみなされる。ユーザーが同じファミリーに属する別のユーザーに代わりレコードを提出する場合は、そのレコードは、当該ファミリーメンバーを代理して作成され、当該ファミリーメンバーが正式に承認したものとみなされる。

当社は、特定の文書を「関連刊行物」に指定することができ、これには、コンピュータ間のリンクのメッセージフォーマット及びメッセージングプロセス、Webフロントエンドの使用手順、セキュリティ対策、サービス又はシステムの仕様の詳細、並びに当社が関連刊行物とみなすその他の刊行物、フォームや通知などが含まれる。関連刊行物、及び本業務手順書及びその他の通知に随時行われる変更は、下記の「重要な法的情報」の「通知」の条項に従い提供される重要な通知（以下「重要通知」という）をもってユーザーに通知する。

3. システムの仕組み

システムは、当社のデリバティブ・レポジトリー（以下「デリバティブ・レポジトリー」という）などの特定のサービスをユーザーに提供することを目的としており、各詳細は本業務手順書の附属書又は付則において規定する。

- ・ ユーザーからシステムへのレコード送信：サービスは、レポートの処理、送信、生成その他を目的として、ユーザーによる又はユーザーに代わり一つ若しくは複数のレコード

又はメッセージ（以下「レコード」という）のシステムへの提出が必要となる場合がある。当社は、システムへのレコード提出に使用するレコードの記述内容（以下「レコード内容」という）、メッセージフォーマット、メッセージングプロセス及びその他の仕様を随時定めることができる。フォーマットが不適切なレコード又は記述内容、フォーマット、プロセス又は仕様と一致しないデータ要素を含むレコードは、当社の裁量により拒否されることがある。レコード内容、メッセージフォーマット、メッセージングプロセス及び仕様の刊行物は、重要通知又は関連刊行物を通してユーザーに公表する。各ユーザーは、当社が随時公表する手順及び刊行物の最新版に従ってシステムを使用することに同意する。当社は、また、既存のレコードをバックロードするための手順を定めることや、異なったレコード内容、メッセージフォーマット、メッセージングプロセス及びその他の仕様を随時定めることができる。

- ・ サービスの使用の終了：特定のサービスの附属書又は付則に定める特別の終了手順に従い、各ユーザーは、ニューヨーク時間で2営業日前までに通知を行って、サービスの使用を終了することができる。（かかるサービスの終了は、後記の重要な法的情報の第3項に基づいた本業務手順書の修正に関する通知に関連して実施される場合もあれば、そうでない場合もある。）終了後、終了ユーザーによる又は当該ユーザーのためのレコード提出はいずれもシステムに許可されないものとし、レコードの提出を試みたことよって当該ユーザーのレコードのステータスが変更されることはない。さらに、終了ユーザーには、Webフロントエンドを使用してすべての取引を検索し、その時点でWebフロントエンドが許可する範囲内において、検索されたすべてのレコードをシステムが割り当てたステータスを用いて「ダウンロード」する機会が与えられる。（これらレコードはすべて、コンピュータ間のリンクを使用しているユーザーにはあらかじめ送信される。）終了ユーザーには、終了の効力発生日以降、料金の支払義務は発生しないが、本業務手順書に定める当該ユーザーのその他の義務及び権利はサービスの使用終了後も有効に存続するものとする。ただし、当社は、一切の関連する当局からの要請、裁判所の命令に基づく要請、又は適用され得る法令若しくはその他有効な本業務手順書に規定された別段の定めに基づく要請がある場合を除き、当該ユーザーの合意がない限り、契約終了後において当該ユーザーに関連する情報は開示できないものとする。

・ 重要な法的情報

1. 著作権

DTCCデータ・レポジトリ・ジャパン業務手順書（以後随時行われた改正、補足、変更を含む）並びにその附属書類、添付書類及び補遺（以下「本業務手順書」という）は、当社の著作権（© 2013年、2014年、2015年）により保護されている。

本刊行物（テキスト、図、ロゴ、コンパイルコード及び/又はデザイン含むが、これらに限られない）は著作権によって保護された独占所有物であり、当社及びユーザーの独占的使用が認められている。各ユーザーには、ユーザーである限り、本刊行物の使用にあたり合理的に必要な写しを作成し、当該ユーザーのコンピュータに本刊行物をダウンロード及び保存する権利とともに、ユーザーの社内事業を目的とする場合に限りシステムへのアクセス及び使用に関連して本刊行物を使用する個人的、制限付き、非独占的、譲渡不可能、サブライセンス不可能、かつ、随時取消可能なライセンスが供与されるが、これらの権利は、本業務手順書の定める諸条件に従って行使するものとする。ユーザーの資格がなくなった場合、当該ユーザーは合理的努力を尽くして、その時点で保有する本刊行物の写しのすべて（電子メディアのあらゆるフォーマットで保存された写しを含む）を直ちに当社に返却

し、又はこれを廃棄するものとする。ただし、適用ある法律又は当該ユーザーの社内記録保存方針に抵触する場合は、当該ユーザーに上記の処分を行う義務はない。上記により許可される場合を除き、事前の書面による当社の承認なく、本刊行物のいかなる部分についても、様式又は方法を問わず印刷、保存、複製、複写、改変、変更、掲示、配布、送信、表示、公表、販売、ライセンス供与又は使用を行ってはならない（ただし、システムの使用に関連するユーザーの社内目的による場合を除く）。

2. 使用条件

ユーザーは、レコードの提出及び使用などシステム及びサービスの使用に際して、適用ある法律、規則又は規程（以下「適用法」という）の要件を満たすものとする。当社は、適用法又はユーザーが関わるすべての契約上の取決めに基づいて、レコードに記載される契約の執行力を含むがこれに限られず、ユーザーにより又はユーザーに代わりシステムに提出されたレコードのステータスについての表明又は保証を一切行うことはなく、責任を明示的に否定する。

各ユーザーは、(i) システムの電子的性質のみを根拠に、法廷その他訴訟においてレコードが証拠として認められないと主張しないこと、又は (ii) システムの電子的性質のみを根拠に、法廷その他訴訟においてレコードを証拠として認めることに異議を申立てないことに同意する。

各ユーザーは、当社の明示の書面による同意を得ずに、本業務手順書又はユーザー契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は移転しないことに同意する。この同意は不当に留保してはならず、当社の同意なく行った譲渡や移転は無効とする。各ユーザーは、当社が、ユーザーの同意を得ることなく本業務手順書又はユーザー契約に基づく当社の権利及び/又は義務の全部又は一部を随時譲渡し、又は移転できることに同意する。ただし、当該譲渡又は移転は、ユーザーを適用法（金融商品取引法を含むがこれに限られない）に違反させることはないものとし、又、譲受人は、譲り受ける義務を引き継ぐために必要とされる法令（金融商品取引法を含むがこれに限られない）上の許認可を受けているものとする。当社は、以下の第3項に従い、事前に当該事項をユーザーに通知する。

本業務手順書の内容は定期的に更新され、フォーマットが変更になる場合がある。本業務手順書の最新版並びに本業務手順書及び関連刊行物の内容に関する重要通知は、当社が以下の「通知」の定めに従い随時ユーザーに提供する。当社は、ユーザーが当社の最新の本業務手順書及び/又は関連刊行物を遵守しなかったことに起因して生じる損失又は費用については責任を負わない。本業務手順書に関する質問及び追加部数の請求については、General Counsel's Office（法律顧問オフィス、55 Water Street, New York, New York, 10041）あて若しくは当社が随時ユーザーに通知する電子メールアドレスに問い合わせされたい。

各ユーザーは、ユーザー自体の判断でシステムの使用を中止又は終了したことによって当該ユーザーが報告義務を遵守することが出来なくなった結果、当該ユーザーが何らかの損害を負った場合には、当社又は第三者に対して当該損害に関するいかなる請求を放棄するものとする。

3. 通知

当社は、60営業日前の通知が必要な料金表に関する変更を除き、本業務手順書及び関連刊行物の重要な変更、改定又は補足について、各ユーザーにニューヨーク時間で10営業

日前までに通知する。この変更、改定又は補足は、当社の取締役会、後継監督機関又はそれらの指定者（以下「DR委員会」という）の承認を必要とする。当該通知は、重要通知、及び本業務手順書又は当社とユーザー間の契約に基づく当社からユーザーへの通知とともに、電子的に提供された場合又は当社が電子通信の配信に通常使用している方法で当該ユーザーに送信された場合に、当該ユーザーに送達されたものとする。又は、ユーザーがこの目的で当社に書面で提供した直近の住所あてに書面で配達また郵送された場合も、当該通知は当該ユーザーに送達されたものとする。ユーザーに対する当該通知は、電子的に提供又は送信される場合は、それぞれ利用可能となった時点又は送信の時点で当該ユーザーに送達されたものとみなす。書面により配達又は郵送された場合は、ユーザーに対する当該通知は受領時に送達されたものとみなす。当社は現在、電子メッセージングシステム（すなわち電子メール）を使用して、すべての通知の送信又は情報の掲示に関するユーザーへの通知を、ユーザーがこの目的で当社に書面で提供した直近のアドレスに行う予定である。当社とユーザー間の契約に基づく通知を含むユーザーから当社への通知はすべて、書面でDTCCデータ・レポジトリー・ジャパン株式会社若しくはGeneral Counsel's Office (Care of The Depository Trust & Clearing Corporation, 55 Water Street, New York, New York, 10041) あて若しくは当社が随時ユーザーに通知する電子メールアドレスに送付した場合に、当社に送達されたものとする。当社に対する通知は、上記住所において当社が受理した時点で送達されたものとみなす。

4. サービスの提供及び使用

当社は、サービス及びそれを提供するシステムを独占的に支配するものとする。当社は、ユーザーの除名手続を採択し、DDRJの取締役会又は本業務手順書の附属書Bに記載されている後継監督機関がこれを承認する。各ユーザーは、システムへのアクセスとシステムの使用に必要な機器及びソフトウェアについて全責任を負う。各ユーザーは、本業務手順書又はシステムの使用が適用法に反すると思われる法域では、システムを使用できないことに同意する。各ユーザーは、常に適用法に従って、サービス及びシステムのアクセス及び使用、並びにこれに関連する活動を行うことに同意する。規制対象の事業体たる各ユーザーは、記録の管理並びに帳簿及びレコードの維持に関して適用法のすべての要件に従う全責任を有し、当社がシステムが当該要件を満たす旨の表明を一切行わないことについて同意する。

各ユーザーは、本業務手順書の附属書Aにおいて随時定めるサービスの使用料や代金を当社に支払うことに同意する。

The Depository Trust Company（ザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー、以下「DTC」という）のデイリーマネー決済口座を有する各ユーザー又は関連会社が当該口座を有する各ユーザーは、自ら又は当該関連会社に代わり、当社が随時決定する方法により、当該デイリーマネー決済口座を通して当該料金及び代金を月々支払うことに同意する。当社は随時、当該ユーザーに別の支払方法の利用を認める場合がある。ユーザーがDTCのデイリーマネー決済口座を有しない場合又は関連会社が当該口座を有しない場合、当社は当該ユーザーに別の支払方法を指定する。The Depository Trust & Clearing Corporation（ザ・デポジトリ・トラスト・アンド・クリアリング・コーポレーション）の別の子会社にマネー決済口座を有するユーザー又は関連会社が当該口座を有するユーザーの場合、別の支払方法には、当該マネー決済口座を通じた支払が含まれる場合がある。

当社は、適用ある米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」という。）規則が定める米国企業の子会社及び米国人として、OFACが施行、運用する規則に違反する取引を行うことを

禁止されている。各ユーザーは、当社の当該義務に反するような方法でサービス又はシステムを利用しないことに同意する。

5. システムへのアクセス及びセキュリティ

各ユーザーは、当社が関連刊行物においてユーザーに指定するすべてのセキュリティ手順を遵守し、このセキュリティ手順の秘密保持及び完全性を維持する合理的措置を取ることに同意する。各ユーザーは、故意又は過失により、コンピュータウィルス、ワーム、トロイの木馬などの有害なコードをシステムに取り込み又は取り込む許可を与えない。各ユーザーは、システムへの不正アクセスを防止する責任を負うことに同意する。当社は、関連刊行物において自ら定めるセキュリティ手順を遵守するものとする。

6. 表明及び保証

システム及びサービスを使用することにより、各ユーザーは、(a) ユーザーが本業務手順書及びユーザー契約を締結し、これらに定める義務を履行する能力及び権限を有すること、(b) 本業務手順書及びユーザー契約に拘束力及び法的強制力のある有効なユーザーの義務が定められていること、(c) ユーザーによるシステム及びサービスへのアクセス及びこれらの使用は、適用ある法に違反しておらず、今後も違反しないこと、及び (d) システムへのアクセスが、システムの使用を職務の範囲内において、ユーザー又はそのファミリーの業務目的に限り行う権限を有する者に限られていることを、継続的に表明及び保証する。当社は、(a) 当社が本業務手順書を締結し、これに定める義務を履行する能力及び権限を有すること、(b) 本業務手順書に拘束力及び法的強制力のある有効な当社の義務が定められていること、及び (c) 取引情報蓄積機関として、適正に登録、指定、あるいは免許を付与され、サービスを提供する資格を得ていることを、継続的に表明及び保証する。

7. 適用法の遵守

各ユーザーは、当社及びその関連会社が適用法を遵守し、若しくは裁判所、政府、規制機関、自主規制機関、市場その他関連官庁、機関又は組織の召喚状、命令又は要請に従うため、又は当社及びその関連会社がユーザーにサービス及びシステムを継続的に提供できるように、当社又はその関連会社が必要又は適切と考える措置を取る又はこれを控える（かかるユーザー又はユーザーによるシステム及びサービスの使用に関連する秘密情報（以下に定義する）などの情報の開示を含むが、これに限られない）場合があることに同意する。当社若しくはその関連会社又はそれらの役員、取締役、社員その他の代表者のいずれも、当該措置を取る又はこれを控えたことにより生じた結果については、ユーザーその他の第三者に対する責任は一切負わない。

8. 秘密情報及びデータの使用

8.1 秘密情報の定義

「秘密情報」とは、(a) 当社については、当社が受領したレコードに明記される取引データ及び当該取引データを処理した結果生成されうるあらゆるデータ、レポート、概要又は支払金額、並びに (b) ユーザーについては、システムの技術仕様をいう。

秘密情報には、(1) 当社が保有する秘密情報の場合は、当社による公開を書面で要請したユーザーに関する秘密情報、(2) ユーザー又は当社による本業務手順書違反以外の理由に

より公知であるか、公知となったもの、(3) ユーザー又は当社が、当該情報を開示する権限を有する第三者から正当に受け取った情報、又は(4) ユーザー又は当社が、当事者の秘密情報によることなく独自に作成した情報は含まれない。

8.2 守秘義務

当社及び各ユーザーは、(ユーザーのシステムへのアクセス期間中及びアクセス終了後においても)すべての秘密情報を機密として扱うことに同意する。本業務手順書に明示の定めがある場合を除き、当社及びユーザーのいずれも、秘密情報を(ユーザーのファミリーのメンバーを除く)第三者に譲渡若しくは開示し、又は使用しない(本業務手順書及び関連刊行物において明示的に想定される場合を除くものとし、当社の場合は、サービスの提供又はサービスの運営に関連してシステムを提供するために当社が合理的に必要と認める場合を除く)。

8.3 許可された開示

当社は、システム又はサービスの使用に関してユーザーに対するそのベンダー又は代理人による支援が必要な場合は、当該ベンダー又は代理人に秘密情報を開示することに同意する。ただし、当該ベンダー又は代理人が当社が満足のいく秘密保持契約書を締結することを条件とする。さらに、ユーザーは、裁判所、政府、規制機関、自主規制機関、市場その他関連官庁、機関又は組織の召喚状、命令又は要請による場合を含むが、これらに限られず適用法により要求される限度において秘密情報を開示することができる。ただし、この開示は、当該適用法の遵守に必要な範囲及び期間に限るものとする。

ユーザーは、システムを提供するため、又は、取引情報蓄積機関(又は同様のサービス)の運営に関連して、当社が合理性をもって必要と判断した場合に、DTCC Deriv/SERV LLC又はその完全子会社に対して、当社が秘密情報を開示することについて同意するものとする。

本第8項の規定にかかわらず、本業務手順書は、当社又はその関連会社がデータを第三者に公開又は開示することを妨げるものではない。ただし、このデータは、特定のユーザー又は不適切に分類されたユーザーグループ(規模、マーケットシェア、サービスの利用度など、ユーザー又はユーザーグループの身元を特定しうるその他同様の標識により特定されるユーザー又はユーザーグループ)の専有、秘密、財務、運用又は取引の各データが直接又は間接的に明らかにならない形式に匿名化かつ集計されたものであるか、又は編集された匿名の過去の集合データから成るものとする。疑義を避けるため、当社は以下の場合に開示を行うことができる。

- (1) 当社の業務の委託に必要な範囲内で契約に基づき委託先に提供する場合
- (2) 監督官庁への開示を含む適用され得る法令に基づく開示若しくは有効な管轄権を有する裁判所命令又はその他本8.3の規定に従った開示をする場合
- (3) 匿名化かつ集計されたデータ((a) ポジション若しくは取引内容又はその他各ユーザーのポジション、取引内容及びその他のデータを特定し得ない程の十分な数のユーザーのカテゴリーを含んだ広範囲なカテゴリーのユーザーのデータを含む、集計されたポジション、取引内容又はその他集計データに関する情報及び(b) 平均値、中間値など集計に基づく匿名データを含むがこれらに限られない)を公表する場合
- (4) 適用され得る法に基づき公表を目的として匿名の過去の集計データを編集する場合
- (5) ユーザーが業務手順書の規定に従ってデータの開示について同意した場合

8.4 ユーザーによる必要な開示

適用法に従い、各ユーザーは、当社が合理的に要請するユーザー情報及びユーザーのシステム若しくはサービスの使用に関する情報又は当社が適用法に基づく当社の義務に関連して合理的かつ誠実に必要と考える情報をすべて当社に提供する。各ユーザーは、当社及び当社を代理する関連会社が、(1) ユーザーによるシステム又はサービスの使用、及び(2) システム又はサービスに関するユーザーとの電話の会話をモニタリングし、録音することがあることを確認し、これに同意する。

9. 責任の制限及び免責

当社は、ユーザーが提出したレコードに関し、不適切にフォーマットされたもの又は該当するレコード内容に適合しないデータ要素を含むレコードの正確性の判断については、義務又は責任を一切負わない。当社は、提出されたデータのフォーマットを確認するために自動化されたシステムの利用を試みるほか、フォーマットが不適切なデータエレメントや非適合のデータエレメントについてユーザーに通知するが、当社はこれらの問題についてユーザーに通知する絶対的な義務はなく、当社がユーザーにこの通知をしない場合でも、レコードが適切にフォーマットされ、適合していることを保証するものではない。当社は、提出されたレコードの形式及び該当するレコード内容の適合性を保証する技術的方法を一切有していないため、レコードが不適合であった場合においても一切責任を負わないものとする。

当社は、ユーザーから受け取り、規制官庁に提供し又は公表したあらゆる取引データの完全性若しくは正確性、又はレコードに含まれるあらゆる取引の完了について義務又は責任を一切負わないものとする。当社は、いかなる場合も、レコードに含まれる取引の当事者による相手方当事者又は他の複数の当事者に対する義務の履行を保証しない。

サービス及びシステムは、「現状のまま」で提供される。当社及びその関連会社は、サービス、システムその他の事項について、明示又は黙示を問わず表明又は保証を一切行わない。各ユーザーは、黙示の保証、又はサービス若しくはシステムに適用されると主張しうる適用法に基づく同様の保護を一切放棄する。当社は、システムへのアクセス方法はいずれも安全であることを保証せず、ユーザーのシステムへのアクセス方法に関して一切責任を負わない。

会社又はユーザーのいずれも、相手方がサービス又はシステムに関与したことに起因して又はこれに関連して生じたいかなる損失又は損害について、相手方に対し一切責任を負わない。これには、システム上又はシステムを通して入手できる情報にエラーや最新ではないものがあつたこと、システムがウィルスに感染していたこと、当社がサービス又はアクセスを中断なく提供できなかったこと、又は当社が関連刊行物に定めるセキュリティー手順を遵守しなかったことに起因して、又はこれに関連して生じる損失や損害が含まれるが、当該当事者の過失又は故意による失当行為に起因する損失又は損害についてはこの限りではない。ただし、この損失又は損害が当該当事者の重過失又は故意による失当行為に起因するものでない場合（すなわち、軽過失により生じた場合）、当該当事者の責任は、当該損失の発生した直近の12暦月の間にかかるユーザーが当社に支払った料金額相当を上限とする（以下「料金限度額」という）。料金限度額は、料金支払の不履行若しくは遅滞には適用されないものとする。

各当事者は、いかなる場合も、間接的、派生的、特別の、付随的又は懲罰的損害に対する責任を一切負わないものとする。

10. 準拠法、裁判権への服従、陪審裁判の放棄

(a) 本業務手順書は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 各当事者は、本業務手順書に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄に服することに取消不能の形で合意する。

11. 署名

当社は、その裁量により、以下の場合の署名については、原署名に代わり、あたかも有効かつ拘束力を有する原署名であるかのように依拠できる（当該署名は、有効かつ拘束力を有する原署名とみなされ、原署名と同じ効力を有するものとする。）。

当該署名が、電子的、光学的又はその他同様の方法（テレコピー、イメージング、ゼロックス、電子メール、電子データ交換、電報、テレックスを含むが、これらに限られない）で送信、記録又は保存される場合。

料金表

- 口座管理手数料（基本料）：契約書締結毎に月額 10 万円（税抜き）
- 課金の対象：月末時点の取引件数残高
- 下限：撤廃
- 上限：撤廃
- 手数料：月末時点の取引件数残高に応じて以下の表の通り課金

月末時点取引件数残高		手数料（月額）	
	100 件数以下	600 円/1 件	（税抜き）
100 件超	1,000 件以下	350 円/1 件 +25,000 円	（税抜き）
1,000 件超	10,000 件以下	200 円/1 件 +175,000 円	（税抜き）
10,000 件超	30,000 件以下	100 円/1 件 +1,175,000 円	（税抜き）
30,000 件超	100,000 件以下	30 円/1 件 +3,275,000 円	（税抜き）
100,000 件超		15 円/1 件 +4,775,000 円	（税抜き）

- 支払い先：三菱東京 UFJ 銀行・虎ノ門支店 弊社口座まで。通貨は JPY。
- 施行日：平成 27 年 2 月 1 日（平成 27 年 2 月分の請求書から）

（付記）

1. 料金は、信頼情報ソースに対しては課されないが、信頼情報ソースが代わって報告した報告義務者に対して課されるものとする。
2. 本料金表に記載されている料金には、譲渡所得税、消費税、源泉徴収所得税その他の適用され得る法令に基づき第三者によって課せられる負担を一切含まないものとする。

ユーザーの除名手続

第1条 導入

当社の取締役会は、各ユーザーが同意している業務手順書の定めに従って、当社のサービスからのユーザーの強制的な除名に関する手続を以下のとおり採択した。

第2条 除名手続

2.1 当社によるユーザーの除名事由

当社は、取締役会が以下の事由を認めた場合、直ちにユーザーアカウント及びサービスへのアクセスを終了することができる。

- (a) ユーザーが、システムの通常の運営に対して脅威を与える又は直ちに害悪を生じさせるような方法で、ユーザー契約書、業務手順書若しくは業務規程に含まれている各規定に重大な違反となる行為をしたこと、又はOFACの規制を含むユーザーに適用されうるすべての法に対して重大な違反となる行為をしたこと。
- (b) ユーザーアカウント又はユーザーのITシステムが、システムの通常の運営に対して重大な害悪を生じさせること。なお、本条における当社の権利は、第3条における権利とは別個の権利とする。

加えて、以下の行為は、DDRシステムへのアクセス（特に、サービス）を終了させる行為をDDRの職員が開始する前に実行されなければならない。

- (a) 当社の役員が、ユーザーを強制的に除名させるすべての決定に関与していること。
- (b) 当社の代表取締役にすべての強制的な除名について事前に通知すること。

さらに、当社の職員は、アクセスを終了させるユーザーのデータへのアクセス権限を有する個人の電子証明を取り消すために、必要な措置をとるものとする。

2.2 除名の通知及び効果

- (a) 当社は、本条に基づきユーザーのアクセスを直ちに終了させた後、可能な限り早く、すべてのユーザーにアクセス終了の事実を通知するものとする。この通知においては、一般的な実務慣行上可能な範囲内で、処理中の取引情報に関する報告その他処理中の事項がどのような影響を受けるのか、また、これらに対していかなる措置が予定されているのかについて記載される。上記アクセス終了は、第2.3条に基づく異議申立の一切にかかわらず、同条によって当該終了が修正され又は取り消されない限り、有効とする。
- (b) 処理中の提出情報について：当社の業務規程における規定にかかわらず、当社は、ユーザーのシステムへのアクセスを終了させた時点以降は、当該ユーザーによって提出された情報を受理する義務を一切負わない。

2.3 除名に対する異議申立権

第2.1条に従ってサービスへのアクセスが終了させられたユーザーは、要望があれば、終了させられた理由を記載した書面を受領することができるものとし、また、以下に記載する手続に従ってアクセスの終了に対する異議申立てをする権利を有するものとする。

- (a) アクセスを終了されたユーザーは、アクセス終了日から5営業日以内に異議申立書を提出することにより、アクセスの終了について異議を申し立てることができる。
- (b) 異議申立ては、異議審査委員会（第2.1条に基づく異議申立てを審査するため、委員長及びその委員長が指名した2名の者から構成される委員会）によって審査及び決定されるものとする。異議申立ては、可能な限り即座に審理されるものとし、いかなる場合も異議申立通知の提出から5営業日を超えないものとする。異議申立人は、異議審査の期日の日時及び場所について、少なくとも期日の3営業日前までに、通知されるものとする。期日において、異議申立人は、陳述及び証拠を提示する機会が与えられ、また、希望する場合には、費用は自己負担で弁護士を代理人とすることもできる。異議審査委員会は、期日後可能な限り即座に、その構成員の多数決によって、アクセス終了の処分に対する支持若しくは取消又はその条件の変更をするものとする。異議申立人は、異議審査委員会の決定について書面で通知を受けるものとし、決定の内容がアクセス終了の処分に対する支持又は条件変更であった場合には、その理由を記載した書面を与えられるものとする。
- (c) 異議審査委員会によるアクセス終了の支持又は条件変更をする一切の決定は、取締役会自らの動議又は異議審査委員会の決議に関する通知の受領から3営業日以内に提出された異議申立人の書面による申立てにより、取締役会によって審査され得るものとする。取締役会は、任意で、異議申立人に陳述又は証拠提出のさらなる機会を与えることができる。異議申立人は、取締役会の決定につき書面で通知を受けるものとし、決定の内容がアクセス終了の支持又は条件変更であった場合には、その理由を記載した書面が付与されるものとする。
- (d) 本条に基づく異議申立書の提出は、異議申立てされたアクセス終了についてその有効性を害したり、又は、終了の効果を停止させたりするものではない。アクセス終了の取消又は条件変更は、当該取消又は条件変更より前に当該終了に従って当社がとった一切の行為が無効にするものではなく、当該行為から生じる可能性のあるすべての者の一切の権利は当該取消や条件変更による効力を受けないものとする。
- (e) 本条に基づく一切の審理期日の記録は保存されるものとする。アクセスの終了が確定的に支持された場合、記録の費用については、審理期日の主宰者の裁量により、その全部又は一部について、アクセスが終了されたユーザーに負担させることができる。

第3条 懲戒手続

3.1 懲戒処分

当社は、当社の役員が要求があり、かつ、当社の代表取締役の同意がある場合には、後述の手続に従って、以下のいずれかに該当するユーザーに対して、譴責、利用停止、除名又は活動、機能若しくは業務の制限、及び／又は制裁金を課すことができる。

- (a) 業務規程又は業務手順書の違反
- (b) 当社の命令又は指示への遵守の無視又は拒絶

- (c) 一切のエラー、遅延その他当社の業務に重大な悪影響をもたらす行為
ユーザーの活動、機能又は業務の制限には、以下のものを含むがこれに限られない；当社システムへのアクセス、未承認ソースを経由したデータの提出権能（例えば、ユーザーがウェブ・インターフェイスへのアクセスを維持することやスプレッド・シートでの提出などの他のネットワークサービスを通じて情報提出を許可しつつ、インバウンド通信が問題となっている場面において、キュー提出を一時的に停止すること。）

当社は本規程に基づく一切の措置又は第2.1条に基づく一切のアクセス終了について、速やかに金融庁に通知するものとする。

3.2 懲戒処分の手続

当社は、制裁が課される前に、制裁が課されようとしている者（以下「対象者」という。）に対して、対象者の嫌疑に関する簡潔な書面を与えなければならない。対象者は、当該書面に対する答弁書を当社に提出するために、当該書面の送付後10営業日の期間を与えられる。答弁に際しては、嫌疑に関する書面に記載されている各嫌疑に対する認否をするものとし、対象者が提出を希望する一切の防御を記載することができる。嫌疑に関する書面に記載されている主張で答弁書において否認されていないものは、認諾したものとみなされ、答弁書に記載されていない一切の防御は放棄したものとみなされる。与えられた上記期間内に答弁書が当社に提出されなかった場合には、対象者が嫌疑に関する主張を認諾したものとみなされ、対象者には、課される制裁が書面により通知される。答弁書が上記期間内に提出された場合（対象者及び当社の間で合意した制裁を課す場合を除く）には、当社は、懲戒委員会の議長及び取締役会によって指名された2名の個人からなる、本条に従った懲戒手続を遂行するための委員会（以下「懲戒委員会」という。）による審理のための期日を定めるものとする。審理期日において、対象者は、陳述及び証拠提出をする機会が与えられ、弁護士を代理人とすることもできる。審理期日の記録を作成するものとし、対象者に何らかの制裁が課される場合には、記録の費用は、懲戒委員会の裁量により、その全部又は一部を、対象者に負担させることができる。審理の結論が出された後、可能な限り速やかに、懲戒委員会は、対象者及び取締役会に対して、決定に関する書面を提供するものとする。決定の内容が懲戒処分を課すものである場合には、課される制裁及び各条項に対する違反行為に関連する事実を、書面に記載するものとする。

3.2.1 異議申立ての権利

懲戒委員会が譴責、罰金、資格停止、除名又は対象者の活動、機能若しくは業務の制限をする場合には、それにより影響を受けたユーザーは、懲戒委員会による決定に関する書面が発行された日から5営業日以内に当社に申立書を提出することにより、取締役会に対して審査を請求することができる。この申立は、取締役会の裁量において、受理されるものとする。加えて、取締役会は、自らの発議により、懲戒委員会による当該懲戒処分を自ら審査することを決定することもできる。この審査に基づき、取締役会は、懲戒委員会の決定について、全体的に又は部分的に、認容、取消又は変更をすることができる。対象者は、最終的な判断となる当該取締役会の決定について、書面にて通知されるものとする。懲戒委員会の決定が最終的なものとして確定した際には、当社の代表取締役ないしその委嘱を受けた担当者が、懲戒手続の結果として課された一切の制裁の実行に関する業務を管理する。

3.2.2 管理事項

本手続に定められた期限は、各期限が設けられている事項を管轄する機関によって、延長されうる。

前記第2.1条に基づくユーザーアクセスの即時終了は、本手続にいう「制裁」に含まれず、本手続の条項は当該即時終了には適用されないものとする。

DTCCデータ・レポジトリ・ジャパン業務手順書の グローバル・トレード・レポジトリ附属書

グローバル・トレード・レポジトリ

I. はじめに

Global Trade Repository (グローバル・トレード・レポジトリ、以下「Global Trade Repository」又は「GTR」という)は、地域の取引情報蓄積機関(すなわち当社)を通じてDTCC Deriv/SERV LCC(以下「Deriv/SERV」という。)が実施及び維持している。疑義を避けるため、当社は、ユーザー及び本附属書に定める関係規制官庁又は監督官庁に対するかかる取引に関するレポート(以下「レポート」という)生成のソースとして、一つ又は複数の種類のデリバティブ取引(以下「デリバティブ取引」という)又はそのステータス若しくはイベント(いずれも当社が規定する)についてユーザー自ら又はユーザーにかわり随時提出されるレコード(以下「GTRレコード」という)に関し、Deriv/SERVにより実施され維持されているGTRを支援するものとする。Global Trade Repositoryに適宜含まれる、又は含まれる予定のデリバティブ取引に関するすべてのGTRレコード及び関連レポートは、本附属書及び当社の関連刊行物(随時行われる改正を含む)に定める規定に従うものとする。Global Trade Repositoryは、DTCCデータ・レポジトリ・ジャパン業務手順書(以下「業務手順書」という)における「サービス」とみなされる。ただし、Global Trade Repositoryに含まれる、又は含まれる予定のデリバティブ取引(及び関連レコード)に関して、本附属書と業務手順書(又はその附属書)のその他の規定間に矛盾が生じた場合は、本附属書が優先するものとする。本附属書において「ユーザー」とは、Global Trade Repositoryのユーザーをいう。

当社及びユーザーは、特定の種類のデリバティブ取引についてのGTRレコード及び関連レポートの形式及び内容、適用あるレポート期間並びに提出期限(これらの改正及び修正を含む)に関する関連ユーザー作業部会を通じて、ユーザーによる適用ある法律、規制要件及び業界のコミットメントの遵守を強化することに同意する。

II. デリバティブ取引

デリバティブ取引には、エクイティ・デリバティブ(以下「エクイティ・デリバティブ」という)、金利デリバティブ(以下「金利デリバティブ」という)、クレジット・デリバティブ(以下「クレジット・デリバティブ」という)及びその他のデリバティブ取引が含まれ、このいずれも、関連刊行物又は重要通知により当社が随時規定する。

III. GTRレコードの提出

当社は、業務手順書において、又は重要通知若しくは関連刊行物によって、特定の種類の取引に関するGTRレコードに含めることが必要な情報又は含むことが許可されている情報、

及びGTRレコードの提出方法を規定する。当社は、デリバティブ取引及び関連ステータス又はイベントの種類ごとに、異なる種類のGTRレコードを設けることができる。

上記を制限することなく、特定の定期報告期間（以下「レポート期間」という）に関するGTRレコードは、ユーザー自ら又はユーザーにかわり提出することができる。すべてのデリバティブ取引のレポート期間は、当初は日ごととする。当社は、重要通知又は関連刊行物により報告期間を変更でき、関連ユーザー作業部会の判断により、デリバティブ取引の種類ごとに、異なる報告期間を選択する場合がある。

報告期間のGTRレコードは、次のとおり「フル・アップロード」又は「インクリメンタル・アップロード」方式で提出することができる。

フル・アップロードの場合、ユーザーは報告期間の最終営業日現在のすべての対象となるデリバティブ取引のレコードを提出し、これにより、それ以前の報告期間の既存ポジションはすべて削除される。

インクリメンタル・アップロードの場合、ユーザーはレコード単位で、新規GTRレコードの提出、既存GTRレコードの改変又は削除を行うことができる。

GTRレコードに含まれるデータは、当社が関連刊行物又は重要通知により随時定め、デリバティブ取引の種類によって異なる検証規則に従い検証される。ただし、(i) 検証は当社が速やかに行い、(ii) 検証結果をレコードを提出したユーザーに速やかに提供し、(iii) 当社は検証結果を関連ユーザー以外の個人又は事業体（指定規制官庁を含む）と共有しないものとする。また、当社は、本附属書に明示の定めがない場合、同一のデリバティブ取引についてサービスプロバイダー（以下に定義する）とユーザーが提出したGTRレコード間の齟齬など、同一のデリバティブ取引に関するGTRレコードの齟齬を解決するために、関連刊行物又は重要通知により随時規則を定めることができる。ただし、当社は、(i) 関連ユーザーに、速やかに当該齟齬の合理的詳細を通知し、また (ii) かかる情報を、関連ユーザー及びそのサービスプロバイダー以外の個人又は事業体と共有しないものとする。

当社は、フォーマット及びデータ要素の要件を満たすGTRレコードのみを受け入れ、受け入れなかった場合は、当該レコードを提出したユーザーにその旨直ちに通知する。前段の規定にかかわらず、当社が受け取った金利デリバティブに関するGTRレコードが (i) ユーザーにかわりMarkitSERV Limited（マーケットサーブ・リミテッド）により提出された場合、及び (ii) 同一のデリバティブ取引について同じユーザーにより提出された場合、当社は本附属書において（秘密保持を除く）、MarkitSERV Limitedが提出したレコードを使用し、当該ユーザーが提出したGTRレコードは無視し、直ちに当該ユーザーに当該齟齬を通知する。前段の規定にかかわらず、当社が受け取ったクレジット・デリバティブについてのGTRレコードが (i) ユーザーにかわりMarkitSERV LLC又はThe Warehouse Trust Company LLC（ザ・ウェアハウス・トラスト・カンパニーLLC）により提出された場合、及び (ii) 同一のデリバティブ取引について同じユーザーにより提出された場合、当社は本附属書において（秘密保持を除く）、最初の確認GTRレコードについてはMarkitSERV LLCが提出したレコードを、確認GTRレコードのアップデートについてはThe Warehouse Trust Company LLCが提出したレコードを使用し、当該ユーザーが提出したGTRレコードは無視し、直ちに当該ユーザーに当該齟齬を通知する。前段の規定にかかわらず、当社が受け取った

エクイティ・デリバティブについてのGTRレコードが (i) ユーザーにかわりMarkitSERV Limitedによって提出された場合、及び (ii) 同一のデリバティブ取引について同じユーザーから提出された場合、当社は、MarkitSERV Limited又はユーザーが提出したレコードのうち直近のものを使用し、それ以前に提出されたレコードは無視し、直ちに当該ユーザーにその齟齬を通知する。

当社は、関連刊行物又は重要通知により、GTRレコードの提出、及び再提出又は検証（該当する場合）を行うべきレポート期間について、随時合理的な提出期限（以下「提出期限」という）を設定することができる（デリバティブ取引の種類により異なる提出期限を設定することもできる）。提出期限までに提出、及び再提出又は検証（該当する場合）されないGTRレコード（該当する場合）は、かかるレポート期間のレポートの生成には含まれない。

当社は、ユーザーの書面による同意をもって、ユーザーにかわりレポジトリレコードを提出する第三者サービスプロバイダー（以下「サービスプロバイダー」という）の承認手続き（関連刊行物によるものを含む）、又は、関連ユーザー作業部会との合意に従い、データの「信頼情報ソース」を定めることができる。また、当社は、これに関する承認手続き及び/又は認証手続きを設けることができる。

各ユーザーは、他のユーザー自ら又はかかるユーザーにかわり当社に提出され、レポート生成（以下に説明する）に使用されたGTRレコードに含まれるデリバティブ取引におけるユーザーとその役割を特定するために、他のユーザー（及びその代行者たるサービスプロバイダー）が各ユーザーとの合意に基づき当社が提供する識別子を使用できることについて同意し、これを承諾する。デリバティブ取引の各カテゴリーにおいて、識別子は関連ユーザー作業部会との合意のとおりとする。当社は、GTRレコードの提出を目的として、ユーザーに他のユーザーのリストを随時提供する場合がある。当社は、相手方がユーザーでないデリバティブ取引のGTRレコードを提供したユーザー（又はその代行者たるサービスプロバイダー）が当該レコードに含まれる相手方の身元を特定不可能にできる又は除外できる機能を提供する。

IV. レポート

当社は、各レポート期間について、GTRレコードに基づくレポートを定期的を作成する。レポート（以下「ユーザーレポート」という）は、(i) すべてのユーザーについての集計ベース（以下「総合ユーザーレポート」という）、及び/又は (ii) ユーザー自ら又はユーザーにかわり提出されたGTRレコードのデータを反映する当該ユーザーベースで作成することができる。総合ユーザーレポート及びユーザーレポートには、製品の種類、取引の相手方その他関連カテゴリーについてのサブカテゴリーが設けられている場合があり、当社は、エクイティ・デリバティブのレポートに関しては想定元本残高を算定することがある。

各ユーザーは、総合ユーザーレポート、及びユーザー自ら又はユーザーにかわり提出されたGTRレコードを反映するユーザーレポートにアクセスできる。

各ユーザーは、当社が定める方法でそのユーザーレポートにアクセスできる規制官庁又は監督官庁（以下「指定規制官庁」という）を指定する（ユーザーは、当社に対する書面による通知をもってこの指定を随時変更できる）。当社は、指定規制官庁が、当該官庁を指定したユーザーのユーザーレポート及び総合ユーザーレポートに安全な電子アクセスを行える設備を提供する。

当社は、以下のいずれの行為も行わないものとする。

- (i) ユーザーが提出したGTRレコードについて、他のユーザーに提供、開示又はアクセスの提供を行うこと。
- (ii) (i)の規定にかかわらず、ユーザー2者のためにサービスプロバイダーが提出したGTRレコードについて、当該取引の当事者たるユーザー以外のユーザーに提供、開示又はアクセスの提供を行うこと。
- (iii) 業務手順書の規定（業務手順書の「重要な法的情報」の第7項を含むが、これに限られない）を制限することなく、ユーザーレポートについて、他のユーザー又はユーザーの指定規制官庁以外の規制官庁や監督官庁に提供、開示又はアクセスの提供を行うこと。

さらに当社は、本附属書に定める場合を除き、システム、GTRレコード及びユーザーレポートへのアクセスは、サービスを提供するにおいて知る必要のある当社社員（及びMarkitSERV LLCを含む関連会社の社員）に限定されることに同意する。業務手順書において別段の定め又は想定がなされていない限り、当社はGTRレコード及びレポートについて業務手順書に定める秘密保持義務を負う。

本附属書の規定にかかわらず、デリバティブ取引の各カテゴリーについて、当社は（関連ユーザー作業部会の同意を得て）重要通知により、当該規定に基づく規制官庁への報告開始日を通知する。

V. 特定の法的事項

ユーザー又はサービスプロバイダーが、本附属書及び業務手順書に従いGlobal Trade Repositoryに提出するGTRレコードに含まれるデリバティブ取引のポジションについてタイムリー、適切かつ正確な報告を怠った場合、当社は、当該不履行又はその結果（規制関連か否かを問わない）について責任を負わない。当社は、（本附属書に基づいて当社が採用する検証手続きに関する場合を除き）かかる情報の確認又は検証を行う責任を負わず、レポートは、ユーザー自ら又はユーザーにかわり提出されたGTRレコードの情報のみに基づくものとする。

業務手順書の他の規定を制限することなく、各ユーザーは、本附属書に定める制限に従い自己のGTRレコードに関するレポートの作成及び開示を行うことに同意する。各ユーザーは、指定規制官庁（又は指定規制官庁がレポートを開示する者）によるレポートの使用（又は不使用）及びその結果について当社は一切責任を負わないことに同意する。

GTRレコードは確認書その他の法律文書を構成することを意図されておらず、したがってGTRレコードに記載される（又は記載されているとされる）取引についての法的ステータス（該当する場合）には影響を与えない。当社は、GTRレコードについて照合、取引後の処理、計算又は決定を行わず（レポート作成を除く）、またユーザーに対する投資アドバイスを行わない。また、当社は、デリバティブ取引の適切性又は有用性について助言しない。当社は、代理人としてと、自らとを問わず、デリバティブ取引に関連する投資を行うことはなく、もっぱら第三者間のデリバティブ取引に関するレコードのメンテナンスのみを行う。